

## 静岡文化芸術大学大学院外国人留学生規程

(趣旨)

第1条 静岡文化芸術大学大学院学則第44条及び第45条の規定に基づき、この規程を定める。

(定義)

第2条 この規程において、大学院外国人留学生とは、日本の国籍を有しない者（日本国永住許可を得ているものを除く）で、本学に大学院学生として入学を許可された者をいう。

(入学者の選考及び入学許可)

第3条 大学院外国人留学生として入学を志願する者（以下「大学院入学志願者」という。）があるときは、選考（書類審査、面接、その他本学大学院の定める試験）を行い、研究科教授会の議を経て、学長が大学院外国人留学生として入学を許可する。

(入学資格)

第4条 大学院外国人留学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (3) 日本において、大学を卒業した者
- (4) 前各号の規定にかかわらず、本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の志願)

第5条 大学院入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 写真
- (3) 最終学校の学業成績及び卒業（修了）証明書又は学士の学位授与証明書
- (4) その他本大学院が指定する書類

(転入学及び再入学)

第6条 本大学院に転入学及び再入学を志望する者は、第5条に規定するところに準じて取り扱うほか、研究科教授会の議を経て、既に履修した授業科目及び単位数を換算し、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(その他)

第7条 学長は、この規程に定めるほか大学院外国人留学生に関する細則を定めることができる。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。